

甲府法人会たより



戸田灯台(静岡県沼津市)「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和4年11月

第 156 号

題字 高野会長



主な内容

巻頭寄稿
ブロック役員会・研修会
親子で学ぶ税金教室
青年部会の活動
女性部会の活動
令和5年度税制改正に関する提言
法律相談Q&A
税務相談Q&A

URL. <https://www.kofu-hojinkai.jp> E-mail. info@kofu-hojinkai.jp

青年部会の「東京局連 3県連 部会長サミット」を甲府で開催



甲府法人会 青年部会

副部会長 丸茂正樹

10月7日、ベルクラシック甲府において「東京局連 3県連 部会長サミット」(以降「部会長サミット」と表記)が開催されました。これは神奈川県・千葉県・山梨県の3県の法人会青年部会(合計36会)の部会長、副部会長を中心に集まり、研修及び交流を図ることを目的としています。

この部会長サミットは、3県連としては、初めての開催であり、そのトップバッターを山梨県連の青年部会連絡協議会が担当して開催するという大役を担うことになりました。

当日は、神奈川県および千葉県から約100名、そして全国法人会総連合の青年部会連絡協議会から佐藤会長をはじめ副会長の方々、そしてホスト役である山梨県内の青年部会員の総勢130名が集いました。最初に行った「研修会」では、全



研修会

国の法人会青年部会で推進をしている「財政健全化のため健康経営プロジェクト」についての理解を深めました。そのうえで、「健康経営宣言書」を全国の青年部会員が提出し、全国の青年部会員の3分の1にあたる一万名の提出を目指す目標を確認しました。

私が経営する企業においても「健康経営宣言書」を既に提出していますが、今回、全国の様々な事例を学んだことで、参考にしていきたい内容もありました。

そして研修のあとには、コロナ対策を行った中で、親睦を図るための「交流会」を行いました。アトラクションとして、甲州弁愛好家の五緒川津平太氏から「キャン・ユー・スピーク 甲州弁?」と題した講演に場もなごみ、山梨のワインや地酒を堪能していただくことができました。他県の方々と親しく話す機会には久しく無かったので、法人会活動やお互いのビジネスの話など活発に意見交換ができて大変有意義な部会長サミットとなり、開催県の役割を果たすことができました。



交流会

財政健全化のための健康経営プロジェクト

目標1：企業の活力向上

法人会青年部会は、2040年に向けて、社会保障制度の破綻回避と安定的な国の歳入確保に寄与するため、今後、法人会ならではの健康経営の推進と普及に取り組み、会員企業をはじめ日本全国の企業と共に生産性向上と収益力強化を実現し、税収(法人税と所得税)の増加に貢献する。

目標2：医療費の適正化

法人会青年部会は、2040年の社会保障給付費の推計190兆円を抑制するため、今後、適切な医療との関わり方について学び実践すると共に、会員企業をはじめ広く世の中に周知することで医療費の適正化に貢献する。

『ブロック役員会・研修会』を開催

当会の管内を10のブロックに区分けして、会員増強と法人会福利厚生制度の推進を目的としたブロック役員会とブロック研修会を開催しています。

ブロック役員会では、会員増強について、正会員3000社への回復を目指して、役員・支部役員を中心に積極的な加入勧奨を行うこと、法人会福利厚生制度の推進については、『経営者大型総合保障制度』を中心とした紹介運動を実施することを確認しています。

特に『がん保険』については、保険料が割安な法人会の集団扱いへの変更を推進するカードを作成して配るなどの周知を図りました。

ブロック研修会では、甲府税務署の玉浦上席調査官が講師となり、
(1) 令和4年度税制改正（法人税関係）について

(2) 電子帳簿保存法について

(3) キャッシュレス納付について

以上の3項目を研修しています。

改正点や新しい制度ということで

参加者からの質問も多く、より一層周知が必要な研修だと感じ、今後も各種研修などに盛り込んでいきます。



ブロック研修会



ブロック役員会

『スキルアップセミナー（女性社員向け）』

第2回、第3回

山梨県連主催の「スキルアップセミナー」は9月7日に中堅社員、10月27日に管理職を対象として開催、両日あわせて県内各地の法人会会員企業から約40名が参加されました。

中堅社員を対象としたセミナーでは、山梨中銀経営コンサルティングの樋川様が講師を務められ、チームのモチベーションをアップさせる方法などコミュニケーション能力・チーム力を高めるための具体的な方法などについてお話しいただき和やかな雰囲気の中、グループワークにも取り組みました。

管理職を対象としたセミナーでは、「女性管理職による講演」のゲスト



第2回 対象：中堅職員

スピーカーとして、山梨中央銀行の望月千恵美様と鈴木佳美様から、現場での経験・現在の取組みなど参考になるお話しをいただきました。さらに山梨中銀経営コンサルティングの西川様からリーダーに求められる役割やコーチングの基本的な考え方などについてお話をいただきました。またグループディスカッションには、ゲストスピーカーにも入っていただき、意見交換を行うなど充実したセミナーとなりました。

次年度の同セミナーについても多数のご参加をいただけるよう内容をさらに充実させていく方針です。



第3回 対象：管理職

青年部会主催「親子で学ぶ税金教室」

オンラインで開催

青年部会では「親子で学ぶ税金教室」を8月13日に開催しました。昨年同様に新型コロナウイルス対策としてオンラインにて行いました。

甲府法人会館から中継したオンライン（Zoomを利用）には、26組の親子から申し込みをいただきました。当日の内容は、青年部会員が小学校を訪問して実施している「税金教室」を実演した後、山梨県林政部の担当者による県の森林環境税とその取り組みを紹介いただきました。

そして児童に代わり、事前にヴァン君（ヴァンフォーレ甲府キャラクター）とけんた（法人会キャラクター）が見学した公共施設（米倉山太陽光発電所および米倉山電力貯蔵技術研究サイト、甲府・峡東クリーンセンター）の映像を視聴していただきました。

みんなが納めている税金が、どのような事に使われているのかを分かりやすく紹介することができ、児童は高い関心を示し、活発な質疑を行うことができました。

今回は、「税金教室」の実演と見学映像制作には、山梨学院大学の学生にも協力していただきました。

さらに参加した児童から後日「税の使いみち」に関する意見を提出してもらいました。今後、その中から5名の児童を選出し、山梨県議会議事堂において、自らが考える税の使いみちの意見を発表していただく機会を予定しています。

意見発表当日は、山梨県知事や山梨県議会議長にもご出席いただく予定です。

普段では入ることのできない議場での発表は、児童にとっても貴重な体験となります。有意義な事業になるようにしたいと思います。

オンライン参加者



青年部会員による税金教室の実演
(遠藤宗和氏(中央))



挨拶をする高村部会長



オンライン参加者



オンライン配信の様子



最後にオンライン参加者に手を振って挨拶



山梨学院大学の学生に協力いただいた見学撮影
公共施設を「けんた」、ヴァン君が見学



公共施設の見学映像の
視聴はこちらから

法人会全国大会(千葉大会)

10月13日、第38回法人会全国大会が千葉県の幕張メッセにおいて開催され、甲府法人会から高野会長をはじめ6名が参加しました。

第一部はニュースキャスターの安藤優子氏による「女性がテレビで働くということ」と題した講演が行われました。

続く第二部の式典では、会員増強や研修・福利厚生など各部門の優秀県連の表彰のほか、税制改正に関する提言のアピールや青年部会による租税教育活動の事例発表が行われました。



高野会長を中心に甲府法人会からの参加者

静岡県の清水法人会青年部会との交流

～甲府にて意見交換会～

昨年の11月に高村部会長が静岡および清水法人会の青年部会長を訪問することから始まった交流が発展し、当青年部会と清水法人会青年部会との意見交換を甲府法人会館において、9月2日に開催しました。

この意見交換会は、2月に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により延期となっていました。再度、清水法人会青年部会が山梨県内への研修訪問を企画されて実現しました。

お互い13名の合計26名にて行われた意見交換は、各青年部会が実施している租税教育活動を中心とした事業を紹介し、その後、4つのテーブルごとで意見交換を行いました。

中部横断自動車道の山梨静岡間の全線開通により、お互いをさらに近くに感じ、何か一緒に出来ることはないか、互いに事業に協力・参加することなど、様々な意見が出されました。また参加者同士のビジネスの

情報交換など大変有意義な事業となりました。



高村部会長



清水法人会 杉山青年部会長



意見交換



参加者全員で記念撮影

女性部会

フラダンス体験レッスン・
ハーブの壁飾り作り教室

10月26日、法人会館において女性部会「フラダンス体験レッスン」と「ハーブの壁飾り作り教室」が開催されました。女性部会では福祉施設慰問のために毎月二回フラダンスのレッスンを行っておりですが、新たな参加者を募るため、体験レッスンを行いました。基礎のステップや振り付けを、体操感覚で楽しみ、コロナ禍での運動不足を解消しました。

フラダンスで体を動かした後は、ハーブの良い香りでリラックスタイム、ハーブのスワッグ（壁飾り）を創りました。ハーブの教室は毎年好評でしたが、コロナウイルスの影響で二年ぶりの開催となり、久しぶりに顔を合わせ、和気あいあいとした時間を過ごしました。

女性部会では、今後も楽しいイベントを企画していく予定です。

また、フラダンスチームでは初心者コースの参加者を募集しております。お気軽にご参加ください。ご希望の方は法人会事務局まで。



作品募集の審査会



「税に関する絵はがきコンクール」

応募数：管内23小学校から309点

審査会実施日：令和4年9月27日



「小学生の税に関する習字展」

応募数：管内29小学校から1,498点

審査会実施日：令和4年9月22日

※上記審査会の結果および表彰式の様子は令和5年1月号の「甲府法人会たより」に詳細を掲載します。

県内4法人会共催 「少年サッカー・税金教室」



「天皇杯優勝の「ヴァンフォーレ甲府」が指導」

9月10日、J1トリサイクルインクスタジアムにおいて「少年サッカー・税金教室」を開催し、山梨県内の11の少年サッカーチーム、約130名の小学生が参加しました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として県内4法人会共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会の部会員も大勢参加協力しました。

サッカー教室に入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による『税金教室』を行い、世界にある特殊な税などについて楽しく学んでもらいました。

サッカー教室では、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手とアカデミーコーチに講師を担当していただき、プロ選手のプレーの見学や技術指導のほか子供達によるミニゲームも行い、子供たちはあこがれのプロ選手とのふれあいを楽しんでいました。

法人会キャラクター「けんた」も登場してゴールキーパーとなり、プロ選手の強烈なシュートに立ち向かい、会場を盛り上げました。



開 会 式



ゴールを守る「けんた」



税金クイズに答える子供たち



ヴァンフォーレ甲府の選手も混じってのミニゲーム



プロ選手に挑戦

令和5年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

はじめに

我が国経済は「ポストコロナ」に向けた欧米の急激な社会経済活動再開とロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーの需給逼迫などを背景とした物価上昇に飲み込まれた。その影響は欧米ほどではないが、輸出を中心に企業業績を支えた円安が輸入原材料価格の上昇を助長する構図に暗転するなど、先行き不確実性が急速に増している。

岸田文雄政権は「成長と分配の好循環」を目指した「新しい資本主義」という看板を掲げ、この難局を乗り越えようとしているが、その実現には説得力不足との指摘もある。とりわけ、アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などの岩盤規制に対する改革は、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2022）でもほぼ素通りしている。

こうした中で本格化してきたのは

「経済安全保障」である。ロシアへの経済制裁だけでなく、覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置き、先端技術の流出防止や戦略物資の供給網強化策が具体化してきた。日米を軸に発足した「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」も実態は経済安保が目的とされており、経済界は相応の対応が必要になる。

岸田政権は5年以内の防衛力抜本強化も打ち出している。これには防衛費の大幅な増額が必要とみられ、財政への影響は必至であろう。我が国財政は先進国の中で突出して悪化しており、国家的課題である基礎的財政収支（プライマリーバランス（PB））の黒字化目標とどう両立させていくのか、注視せねばならない。

眼前にはコロナ対策で積みあがった莫大な国債という名の借金がある。欧米はすでにその返済計画を着々と進めているが、我が国はこの問題を封印してきた。せめて借金は現世代で返済するよう、東日本大震災の復

興計画などを参考に具体的な返済計画を早急に策定すべきである。

コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウィズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされる。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多い。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱い。我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策が求められる。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大会を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍以上に達している。コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で

賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした付加税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に、一般会計と区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められるよう。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真つ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は「平時」に戻ることになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。未曾有の国難に財政が対応することは当然のことだが、使途

が不明確な多額の予備費や膨大な使
い残しが生じた予算編成の実態を考
えれば、これを検証することが極め
て重要なのである。

とくに問題なのは、この歳出の大
半が数次にわたる補正予算で編成さ
れたことである。本年4月に取りま
とめたロシアのウクライナ侵攻など
を背景とする物価上昇対応を中心と
した緊急経済対策も補正予算による
ものだった。

補正予算は当初予算に比べてより
機動的に編成できるメリットがある
が、一方で国民の目が届きにくく、
国会でも議論が不足がちになる。こ
のため、政府は往々にして当初予算
を抑制気味に編成し補正で歳出を膨
らますという傾向が強かった。その
手法が批判され補正の規模は縮小さ
れてきたが、今般のコロナ禍により
異常な規模で復活してしまったので
ある。

財政健全化の目標も後退した印象
がある。「骨太の方針2022」で
は、昨年復活した国と地方のPB黒
字化の目標年限である「2025年
度」が再び姿を消したのである。「こ
れまでの財政健全化目標に取り組む」
との表現で間接的に年限を担保して
いるものの、腰が引けた姿とみられ
ても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中
長期の経済財政に関する試算」では、

高い成長率を前提とした場合でも2
025年度には5千億円の赤字が残
るとしている。しかし、これは新た
な税財政改革を想定していない試算
である。政府が本気で改革に取り組
めば2025年度の黒字化達成は十
分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要
としては防衛費がある。「骨太の方
針2022」では「5年以内の防衛
力抜本強化」が盛り込まれた。ロシ
アのウクライナ侵攻と覇権主義的動
きを強める中国を念頭に置けば、防
衛費の大幅増加は避けられまい。財
政健全化とどう両立させるのか、岸
田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右すると指摘
されてきた団塊の世代が、ついに本
年度から後期高齢者に入り始めた。
本来なら、それまでに少なくともP
B黒字化を達成しておかねばならな
かった。財政健全化が国家的課題で
あることを政治家も国民も再確認し
不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経
済活動は平時に戻りつつあるが、
その影響がなくなつたわけでは
ない。このため、相応の需要喚
起を行うことも必要ではあるが、
それがバラマキ政策とならない
よう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、
コロナ禍収束後には本格的な歳
出・歳入の一体的改革に入れる
よう準備を進めることが重要で
ある。歳入では安易に税の自然
増収を前提とすることなく、ま
た歳出については聖域を設けず
に分野別の具体的な削減・抑制
の方策と工程表を明示し、着実
に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長
期金利の急上昇など金融資本市
場に多大な影響を与え、成長を
阻害することが考えられる。す
でに日銀は政府による過剰な依
存が主因とはいえ、国債保有が
異常に高い水準に達しているほ
か、株式市場でも市場機能を歪
めかねない存在となっている。
いずれ金融政策は正常化させね
ばならず、その際には政府と日
銀が健全な関係を構築し、副作
用を最小限に抑えるよう細心の
政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的 考え方

我が国は先進国で最速のスピード
で少子高齢化が進み、かつ人口が減
少するという極めて深刻な構造問題
に直面している。社会保障給付費は
高齢者人口がピークを迎える204

0年には、2022年度の約131
兆円から190兆円に膨張する見込
みである。

社会保障給付費は公費と保険料で
構成されており、財政のあり方と密
接不可分の関係にある。現状の「中
福祉・低負担」という不均衡を「中
福祉・中負担」という正常な姿に改
革するには、適正な負担を確保する
とともに、給付を「重点化・効率化」
により可能な限り抑制するしか方法
はない。

団塊の世代は本年度から後期高齢
者入りした。この世代がすべて後期
高齢者となり、医療と介護の給付費
急増が見込まれる「2025年問題」
が始まったのである。しかし、政府
が前述した改革に本気で取り組んで
いるとはいえない。

また、社会保障のあり方では「自
助」「公助」「共助」の役割と範囲を
改めて見直すほか、公平性の視点が
重要である。医療保険の窓口負担や
介護保険の利用者負担などの本人負
担については、高齢者においても負
担能力に応じた公平な負担を原則と
する必要がある。

本年が2年に一度の改定年にあつた
診療報酬では、期待された「本体」
(医師の人件費等)引き下げが逆に
引き上げとなり、それを「薬価」引
き下げでカバーし、全体としては引
き下げという従来手法でお茶を濁

した。これでは見せかけの改革といわれても仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。診療報酬は不足する感染症などの専門医を含む病院の勤務医と開業医の医療行為の点数配分が同じであり、業務の分野はどうしても敬遠されがちとされる。都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも報酬の配分に問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。欧米では何らかの規制を行っており、例えばドイツには開業地域や診療科ごとに医師の定員を設ける人的規制がある。診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえる。規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後も発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組む必要がある。

の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとつて深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞在費問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、使途の透明性が確保されないなど、改革は手盛りのに終わったといわざるを得ない。

昨年の「デジタル庁、来年4月の「こ

ども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点から注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。コロナ禍で表面化した政府と地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であろうが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。国民の厳しいチェックが必要である。

そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。その最も有効な手段はマイナンバーカードの健康保険証利用といわれる。「骨太の方針2022」では、令和6年度中を目途に保険証利用について選択制を導入し、さらには保険証の原則廃止を目指すこととしている。まずはこれに着実に実行せねばならない。

また、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効である。制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米国と違って景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥った。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーン・トランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。その方向性は是とするものの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が強い。

アベノミクスで中途半端に終わっ

た農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組む姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強化を目的としている。ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対口経済制裁のような事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからであろう。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済安保である。経済界もこうした国際的パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

指摘したように、我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないという企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないように十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるように税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていく軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公

平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業

防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措

置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対応でもそうだったが、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存して

いるような体質では、いつまでたつても自立・自助の精神は確立できない。

「ふるさと納税制度」については、昨年度の納税が約8,302億円と過去最高を記録したこともあり、地方活性化と財源確保の切り札であるかのような議論がある。しかし、これは過度な返礼品競争が依然として続いている結果といわれており、本来の地方活性化策である新たな地場技術や独自のビジネス手法の開発とは乖離した安易な手法と言わざるを得ない。

そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、抜本的な見直しが必要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのため、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組みなければならぬ。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、

国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。また、ロシアのウクライナ侵攻を契機にした世界的なエネルギー需給構造の変化も見られる。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を

必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



山梨県からのお知らせ



オフィスや自宅で楽々！

県税の納付は **エルタックス**が便利！

地方税共同機構が運営する**eLTAX**（エルタックス）を利用すると、県税の納付を、窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。



どこが便利ですか？

- ① 事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。
- ② 金融機関などの混み合う窓口に出向くことなく、複数の地方団体へ一括で電子納税でき、事務負担の軽減につながります。特に、毎月の特別徴収に係る個人住民税の納付に大変便利です。

電子納税できる地方税の種類



- ①法人県民税 ②法人事業税 ③特別法人事業税（地方法人特別税）
- ④法人市町村民税 ⑤個人住民税（特別徴収分）
- ⑥県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など

《令和5年4月1日から》新たに、次の税目が電子納税できるようになります。

固定資産税 都市計画税 自動車税種別割 軽自動車税種別割

eLTAXについて更に詳しい情報は

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>



～ eLTAX・e-Taxの利用開始を支援しています ～

令和4年4月から、県内金融機関、税務署、県、市町村等が連携した「納付書レス・キャッシュレス推進プロジェクト」を開始して、電子納税の積極的な利用を呼びかけています。

その一環として、県や市町村、税務署の職員が事業所を直接訪問し、eLTAX や e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用開始手続を支援する取り組みを行っています。

山梨県総務部税務課

TEL: 055-223-1386

法律相談

【法律相談Q&A】

債権の消滅時効の「完成猶予」と「更新」そして協議



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁

Q 「債権の消滅時効を阻止する方法として重要な改正がされたようですがそれについて説明してください。」

A 1. 債権は一定の期間その権利を行使しなければ消滅するというのが債権の消滅時効の問題であります。消滅時効の期間の進行を止めることはできません。しかし、改正前の民法では消滅時効の期間の進行を止めるものとして、「時効の中断」という制度を設けていました。時効が中断すると今までの進行期間は消滅し、中断

以後新たに時効期間が進行します。その期間は当初の定められた期間です。中断事由として改正前民法147条は、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の3種類を規定していました。しかし、「請求」には裁判上の請求（訴えを提起することなど）と催告（書面又は口頭にて請求すること）がある。催告はその後6ヶ月以内に裁判上の請求をしないと時効中断の効力は生じないとされていました。

裁判上の請求の場合、訴えを提起するとその判決が確定するまで消滅時効の進行は止まり判決が確定した（和解を含む）のち

再び新たな消滅時効の進行が開始します。

一方、承認は時効中断の効力として、そこから新たな時効期間の進行を始めます。その意味で承認はわかりやすいのですが、承認以外の中断事由は、時効が完成すべき時が到来しても時効の完成が猶予されるという「完成猶予」の効果と、時効期間の経過が無意味なものとなり、新たに零から時効期間を進行させる「更新」の効果とがあります。しかし、旧法は、これらの異なる効果を合わせて「中断」という1つの概念を用いていたため、意味内容が理解しにくいとされていました。

2. そこで、新法においては、時効の中断について、その効果に着目して時効の「完成猶予」（猶予事由が発生しても時効期間の進行自体は止まらないが、本来の時効期間の満了時期を過ぎてから、完成猶予の時期を経過するまでは時効が完成しないという効果を意味する）と「更新」（更新事由の発生によって進行していた時効期間の経過が無意味な

ものとなり、新たに零から進行を始めるという効果を意味する）というその効果の内容を端的に表現する2つの概念で再構成することとしました。

そして、裁判上の請求等の手続きにおいて、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、各事由（確定判決又は確定判決と同一の効力の発生）の終了まで時効の完成が猶予された上で、その事由の終了の時ににおいて時効は更新され、時効期間は新たに進行を始めることとされました。

3. 時効を止めるため実務では催告（裁判外の請求）がされることが多いのですが、この催告があったときは、その時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効の完成は猶予されます。これは、時効完成間近にその完成を止めるため、裁判を提起するには日数を要することを考慮したものであり、この制度は旧法においても同じでした。しかし、ここで注意しなければならぬことは、催告によって時効の完成が

猶予されている間にされた再度の催告は、時効完成猶予の効力を有しないということです。旧法当時も同様に解されていました。これに関し、6ヶ月ごとに内容証明郵便で請求を繰り返していれば、消滅時効は完成しないと考えている方もいますが、それは間違いです。

4. そこで、設問の債権の消滅時効の完成を阻止する方法は、①債務者が債務の承認をすること、②債権者が債務の履行を請求することです。債務の承認がされると消滅時効は「更新」となりそこから新たな時効期間が進行することになります。一番よい方法ですが、債務者の協力ができないところが高難点です。債権者が債務者に債務の履行を請求する方法として、訴え等を提起（裁判上の請求）と催告（裁判外の請求）があり、裁判上の請求をするとき効の完成は猶予されますが、催告については注意すべきことは前述の通りです。

5. この請求について新法では重要な改正がされました。旧法下

においては、当事者が権利をめぐる争いを解決するための協議を継続していても、時効完成が迫ると、完成を阻止するためだけに訴訟の提起や調停の申し立てなどの裁判上の手続きをとらざるを得ず、当事者間における自発的な柔軟な紛争解決の障害となっていました。そこで新法では、当事者間において権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録（ファックスやメール）によりされた場合には、時効の完成が猶予されるとしています。その様式自体には特段の制限はないから、当事者の署名や記名・押印が要求されるわけでもない。当事者の協議意思が現れた書面等であればよいとされています。また、1

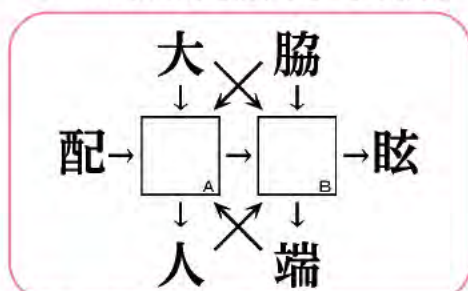
通の書面である必要もない、例えば、電子メールで協議の申し入れがされ、その返信で受諾の意思表示がされていれば、電磁的記録によって協議を行う旨の合意がされたことになります。そして協議を行う旨の合意によって時効の完成が猶予される期間はあるが、①合意時から1年経過時であるが、②合意において1年未

満の協議期間を定めた場合はその期間の経過時である。協議を行う合意によって時効の完成が猶予されている間に、再度書面又は電磁的記録で協議を行う旨の合意がされれば、その合意の時点から決めた期間だけ時効の完成が猶予される。そして、この合意は複数回繰り返すことができます。

6. ところで、新法は2020年4月1日から施行されました。新法施行日前に締結された契約や、既に発生していた債務については、旧法が適用されるとしています。しかし、新法の時効の「更新」・「完成猶予」に関する規定の適用については、原因となる事由の発生時点を新法適用の基準時としていますので、紛争を解決するための協議についての「完成猶予」の規定は、新法施行日前の発生した債務についても適用されます。適切な紛争解決・債権回収について利用できると思われることから、今回紹介することになりました。

パズル・熟語づくり

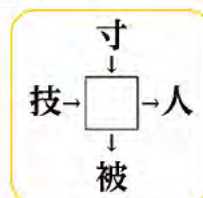
※矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



【答え】A…役、B…目

【作者紹介】株式会社ニコリ 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をBtoB向けにリリース。

<例題>



矢印の方向に2文字の熟語ができるように、□にあてはまる漢字を書きましょう。

【答え】法

談 相 務 税



地域企業のほとんどが未対応!? 改正電子帳簿保存法により必要となる対応とは?

東京地方税理士会甲府支部

税理士 萩原 祐基

「電子帳簿保存法」改正が令和

4年1月1日より施行されました。

これにより、すべての法人、個人事業者に「電子取引」のデータ保存が義務化されます。しかしながら、「電子取引」のデータ保存が実務上困難であること等の理由から2年間の宥恕措置が設けられました。宥恕措置とは、猶予期間とイメージすると分かりやすいです。この猶予期間は令和5年12月31日までとなります。今回はそれまでに対応すべきことについて解説します。

改正の概要

誤解されている方が多いのですが、紙の保存が認められず電子保存が義務付けられるのは「電子取引」についてです。紙で請求書等がきている取引は引き続き紙で保存して問題ありません。全ての取引の請求書等を電子保存することが求められるわけではありませんのでご注意ください。

さて、2022年1月1日以後に行う「電子取引」の請求書等については、電子データのまま保存することが義務付けられています。

従来は、「電子取引」の請求書、例えばPDFで送られてきた請求書等について、紙に印刷して保存することが多かったと思われます。しかし、現行法では電子データでの保存が義務付けられています。すなわち、紙での保存は認められません。

電子保存しないとならない!?

現状、猶予期間中であるので、「お咎め」はありませんが、令和6年1月1日以降は電子での保存に対応しないと青色申告の承認取消という「お咎め」が生じる可能性があります。

青色申告の承認が取り消されてしまうと、個人事業主、法人とも

に欠損金の繰越控除等の各種特典が受けられなくなります。また、個人事業主の場合には、青色事業専従者の給与の必要経費の算入や、青色申告特別控除も受けられなくなります。

青色申告の承認の取り消しについては、違反の程度等を総合的に勘案の上、「個人・法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」に基づき、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上で行うとされています。PDFで送られた請求書等をたまたま1件電子保存していなかったことで、直ちに青色申告の承認の取り消しに直結するとは基本的には考えられませんが、電子取引の請求書等については法律に遵守して電子保存をする必要があります。

そもそも電子取引とは

電子取引とは具体的には、以下のような取引が該当するとされています。

- ① 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）またはホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- ③ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- ④ クレジットカードの利用詳細明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- ⑤ 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- ⑥ ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- ⑦ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

電子取引の分かりやすい例としては、Amazon等のショッピングサイトを通じて事務用品等を購入する取引を挙げられます。このような取引の請求書や領収書は電子メールやホームページ上で通知されることが多いです。今までは、紙で出力して保管することが出来ましたが、令和4年1月1日以降は電子データとしての保存が義務付けられています。（宥恕期間があるのは最初にご説明したとおりです）

どう保存すればいいか

ここでは、会計システムを利用されない方への保存方法を記載いたします。会計システムをご利用の場合は当該システムが改正電子帳簿法に対応した電子取引の電子保存が出来るものの確認が必要になります。

- ① 請求書等のデータ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示して保存する方法
 - 1、請求書等のデータ（PDF）のファイル名に、規則性を持たせる。
例）2022年11月30日に株式会社 HOUJINKAIから受領した100,000円の請求書
⇒「20221130_株HOUJINKAI_110,000」
 - 2、「取引の相手先」や「各月」等任意のフォルダに格納して保存する。
 - 3、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定を作成し備え付ける。
事務処理規定については国税庁のウェブサイトからサンプルをダウンロードして作成することができます。
- ② 受領した請求書等のデータのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理する方法

索引簿（例）

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20221130	100,000	株HOUJINKAI	請求書
②	20221203	114,514	〇〇会社	請求書

索引簿のフォームについても、国税庁のウェブサイトからダウンロードすることができます。

会社のための税情報

会社に関わる『様々な情報』をお伝えします。



(協力：甲府税務署)

源泉所得税

キャッシュレス納付の場合も所得税徴収高計算書データの送付をお忘れなく。

イータ君 こんにちは、e-Tax推進イメージキャラクターのイータです。
源泉所得税のキャッシュレス納付を考えていらっしゃるそうですね。

給与担当者 はい。現在は源泉所得税を紙の納付書を使用して、銀行窓口で納付しているのですが、銀行まで行かなくて済むのであれば助かるなと思ひまして。大まかな手続の流れを教えてくださいませんか？

イータ君 はい。e-Taxソフト（WEB版）を利用して源泉所得税を納付する場合、e-Taxホームページにアクセスし、「各ソフト・コーナー」のe-Taxソフト（WEB版）をクリックして、
①事前準備セットアップ（信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイト登録等）を行った後、
②利用者識別番号をお持ちでない場合は
 (i) 開始届出書オンライン提出 又は
 (ii) マイナンバーカード方式による利用開始手続 を行います。
③ログインして、利用者情報未登録の方は利用者情報を登録し、
④所得税徴収高計算書の作成・送信・受信通知の確認を行います。
⑤受信通知の確認ができましたら納付手続に進みます。

給与担当者 源泉所得税のキャッシュレス納付方法には①ダイレクト納付②インターネットバンキング③クレジットカード納付等があるそうですね。

イータ君 はい。いずれの場合も、納付手続の前に所得税徴収高計算書（納付書）の作成・送信・受信通知の確認が必要ですのでご注意くださいね！
もし所得税徴収高計算書データを送信しないで納付だけしてしまうと、税務署では何についての納付なのか特定できず、納付データが浮いてしまうのです。

給与担当者 分かりました。当社ではクレジットカード納付したいと考えているのですが、源泉所得税についてクレジットカード納付する場合も、所得税徴収高計算書のデータをe-Taxで送信し、受信通知から操作する必要があるということですね。

イータ君 そうです。また、納付手続をした際も、エラー等が生じている可能性がありますので、納付手続が完了したことを確認してください。
納付手続が完了すると、ダイレクト納付、クレジットカード納付の場合はメッセージボックスに納付完了した旨のメッセージが格納されます。インターネットバンキングの場合は納付（振込）完了のメッセージが画面に表示されます。

給与担当者 分かりました。預金口座を確認して、きちんと引き落とされているか等も確認しておいた方が良いでしょうね。

イータ君 その他、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消等、使い方に関してご不明点がありましたら、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-01-5901）にお問い合わせください。

自主点検チェックシート・ガイドブックについて(その4)

前回は、点検項目のうち「Ⅲ. 貸借関係(負債・資金科目)」についてご紹介しました。今回は、「Ⅳ. 貸借関係」のうち売上と売上原価・製造原価・工事原価です。「Ⅳ. 損益関係」の点検項目は、次のように分かれています。

- 売上
- 売上原価・製造原価・工事原価
- 役員報酬
- 給料・賞与
- 福利厚生費
- 旅費・交通費
- 交際費
- 賃借料
- 保険料
- 経費全般

それでは、点検項目の中から、主なものをいくつかピックアップして見ていきたいと思います。

点 検 項 目		ポ イ ン ト
50	自社の売上計上基準に基いて計上されていますか。	収益の計上時期は、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る目的物の引渡しの日又は役務の提供の日とするのが原則です。業種・業態に応じて、自社で売上計上基準を決め、継続的に適用して、正しく売上を計上してください。また、締め後の売上の計上が漏れないようにしましょう。
52	相殺がある場合には、相殺前の金額で売上に計上していますか。	相殺された取引については、売上高を差引き計上ではなく、売上と原価で相互に計上することで自社の売上高を適切に把握できます。 また、売上高を差引き計上すると、消費税の課税標準額の計算誤りや課税売上割合の計算誤りにつながることがあり、結果的に消費税額の計算を誤る場合があります。
54	自社の固定資産に計上すべきものについて適切に区分しましたか。	売上原価・製造原価・工事原価の中に、固定資産に該当するものの取得価額が含まれていないか確認しましょう。 例えば自社で使用する工具、器具等は固定資産として計上する必要があります。
55	自社専属の外注先と従業員との区分が明確にされていますか。	外注先とは請負契約を結んでいますか。外注費の中に給与に該当するものが含まれないように自社の従業員との区別を明確にしてください。外注先への支払いが雇用関係に基づく支払いであると判定されれば給与となり、源泉徴収が必要になるとともに消費税を計算する上でも、課税仕入れには該当しないこととなります。

リモートワークで乱れる 体内時計に注意を

産業カウンセラー

柏木 勇一

◆在宅勤務なのに「見えない管理」
で睡眠不足になった係長

国立大学医学部教授のエッセイに「講義時間は100分だが、40分ぐらいたつと学生がだれてくるのが分かり、5分の休憩を入れたら居眠りする姿も少なくなった」と書いてありました。意識が集中

できる時間のメドは約40分と考えてもいいでしょう。働く時間にそのまま当てはめることには問題があるかもしれませんが、体内時計を狂わすリモート業務についても参考になる記述がありました。

工場の総務課に勤務する40代の係長職の男性Aさんが、「コロナ

でほとんど在宅勤務。上司はそばにいないがSNSで管理され、ちよつと家の椅子から離れただけでも叱責される。仕事量も出社時より多く、ストレスでどうにかなりそうです。眠れない毎日になりました」と訴えてきました。この「眠れない毎日」という訴えがキーポイントです。

◆オンライン会議、1日4件以上は要注意

ここで「体内時計と働く時間」に触れたいと思います。ワークライフバランスに関するこの大学の調査では、1日3件のオンライン会議を実施している人のうち高ス

トレス者は14%ですが、1日平均4件の場合は33%に達しているという結果でした。そこから「リモートワーク自体はストレスを軽減させる要素があるものの、フルリモートワークでは生産性が下がること」が明らかになった」と、まとめていました。

フルリモートワークになると睡眠リズムが乱れる、という説明です。原因は生活環境にあります。

人間は朝や昼に十分光を浴びることで体内時計を整えています。リモートワークにより出勤で朝日を浴びることもなくなってしまう、フルリモートワークだと、人によっては1週間本当に短時間しかお日さまを見ないことも生じているかもしれません。日中は日光を浴びず、夜は遅くまでPCを開いてしまふことで、体内時計が狂い、睡眠時間にも影響、心身の不調になる危険性ははらんでいる状態です。

◆食事時間を守り、日光を浴びる
ー快適な睡眠には欠かせません

相談してきたAさんは、上司の対応だけではなく、同僚とのコミュニケーションの場もなく、ストレス発散ができません。家で仕事をしている時間が増えて、食事時間も不規則になったことも分かり、睡眠を整えるために重要な食事のバランスも悪くなっていることが心配でした。Aさんには、活動するための交感神経とリラックスさせる副交感神経という自律神経の仕組みを説明、ストレス過多による「睡眠時間」「睡眠の質」の悪化には十分気をつけるよう伝えました。テレワークが続く場合は、朝晩のメリハリのある生活と昼間の適度な運動も勧めました。言葉にすると簡単ですが、大事なことは「食事」と「光」です。

テレワークを今後の働き方のスタイルとして定着させる会社もありますが、それによって働く人の体調が悪くならないよう、心してほしいと思います。

新入会員紹介 (令和4年8月～11月)

(順不動・敬称略)

株式会社 イチカワタイヤ

代表者 市川雄一
業種 タイヤ販売業
住所 南アルプス市疋沢336
TEL 055-282-1493 FAX 055-282-0951

レコン・ジェム・ジャパン株式会社

代表者 チャンドラ・ゴパル・ジャジュ
業種 貴金属卸売
住所 甲府市青沼3-17-17
TEL055-227-8891 FAX055-227-8890

株式会社 山交

代表者 南 正人
業種 保険代理店業務
住所 甲府市丸の内2-14-13 2階
TEL055-237-0111 FAX055-233-7645

日昇電気工業株式会社

代表者 杉本修一
業種 電気工事業
住所 甲府市大里町1094
TEL055-252-5455

有限会社 アスト企画

代表者 窪寺文明
業種 不動産
住所 甲府市国母1-17-27
TEL055-233-1711 FAX055-233-1712
U R L <https://astplan.com>

有限会社 創美社

代表者 河野昭造
業種 ハウスクリーニング
住所 甲斐市宇津谷873
TEL0551-20-0185 FAX0551-20-0186

特定非営利活動法人 がんフォーラム山梨

代表者 若尾直子
住所 甲府市朝日2-16-19
TEL・FAX055-252-7687

家守家山梨

代表者 酒井大介
住所 甲府市朝日2-16-19
TEL055-252-7687 FAX055-252-7687

T.カンパニーYODA

代表者 依田 正
業種 建設業
住所 甲府市山宮町3167-28
TEL055-254-7963 FAX055-254-7963

釜川運輸株式会社

代表者 相川幹夫
業種 運送業
住所 甲斐市竜王2111
TEL055-279-0515 FAX055-276-4945

双葉設備株式会社

代表者 上野吉輔
業種 建設業
住所 甲斐市志田517-1
TEL0551-28-4775 FAX0551-28-4779

株式会社 誠信商事

代表者 近藤直史
住所 甲府市青葉町17-22
業種 貿易業
TEL055-237-5910 FAX055-237-5916

田口建設株式会社

代表者 田口智久
業種 建設業
住所 甲斐市篠原4131-2
TEL055-225-3782 FAX055-225-3783

株式会社 神栄

代表者 神原元彦
業種 製本業
住所 甲斐市長塚712-1
TEL055-277-7626 FAX055-277-7628
U R L <http://www.shinei-seihon.jp>

株式会社 ヤマモト

代表者 山本雄太
業種 収集運搬業
住所 甲斐市長塚416-1
TEL055-277-6085 FAX055-277-8383
U R L <http://www.recycleyamamoto.com>

酒彩 是色

代表者 岡崎審次
業種 飲食業
住所 甲府市丸の内2-30-5 甲府電化ビル1階
TEL055-288-1597

Agent Graffiti

代表者 中山英司
業種 ECサイト作成
住所 甲府市北口1-9-19 ダイタ北口マンション503
TEL090-7178-0202
U R L <https://a-grfti.com>

サイトー技研株式会社 山梨営業所

代表者 桐山英典
業種 製造業
住所 中央市中樞1357
TEL055-269-9057 FAX055-269-9058

研修会予定

○決算法人説明会・インボイス制度説明会

12月15日 甲府市総合市民会館

【研修内容】

- 決算の留意点について
- 消費税について
- 源泉徴収事務について
- インボイス制度について
- キャッシュレス納付について

○源泉部会講習会

(第6回・最終講座)

1月19日 アピオ甲府タワー館

1月24日 東京エレクトロン・葦崎文化ホール

【研修内容】

初級・上級共通：給与所得者の確定申告

○山梨県法人会連合会主催

新春講演会

1月23日 甲府記念日ホテル

講師 京都大学大学院

工学研究科 教授

藤井 聡氏

発行所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 興水 順彦

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-237-7774

印刷所

株式会社 内田印刷所

発行日

令和4年11月25日

がん保険にできることを、 もっと。



幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまな がんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。
また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、
がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント
2

付帯サービス＜アフラックのよりそうがん相談サポート(*)＞

2023年1月23日
サービス提供開始予定

アフラックのよりそうがん相談サポーターが さまざまな悩みの解決をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、がん患者様のご相談サポートの経験がある
看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチームです。
お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただける
サービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消をサポート**します。



(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

